

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【四半期会計期間】 第117期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 重田 衛

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務総務担当 庄司 友彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務総務担当 庄司 友彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第3四半期 連結累計期間	第117期 第3四半期 連結累計期間	第116期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (千円)	9,445,368	9,981,449	12,753,776
経常利益又は経常損失() (千円)	2,612,087	4,091,180	3,397,386
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円)	317,124	3,201,280	376,351
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,834,791	12,001,786	2,498,731
純資産額 (千円)	32,025,906	18,960,474	31,910,784
総資産額 (千円)	62,560,474	51,173,365	67,885,908
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額() (円)	4.55	42.37	5.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	4.44		5.16
自己資本比率 (%)	15.6	12.5	14.3

回次	第116期 第3四半期 連結会計期間	第117期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額() (円)	0.69	0.33

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第117期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事象が発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日時時点で当社グループが判断したものであります。

1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、平成29年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、平成29年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

平成29年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）

と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、平成29年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。）

また、GLは、平成29年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることともしておりますが、現時点で相応しい候補先を決定するまでに至っておりません。特別監査については、今年中に選定を行う予定で進めております。

また、当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスでは、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成29年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

平成29年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について」に起因し、GLは、GLの株主で大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、平成29年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

当社グループは、Jトラスト株式会社並びにJトラストアジアと討議を重ね、Jトラストアジアとの円満な解決に向けた合意を形成してまいります。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、平成30年1月12日にJトラストは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

(1) タイで開始された法的手続きについて

民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、平成30年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。第一審（調停審理）は平成30年4月23日午前9時に予定されています。

GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、平成30年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は平成30年3月19日午前9時に予定されています。

GLの見解及び対応について

GLが受けた法律顧問からの助言によると、中央破産裁判所はJトラストアジアのGLに対する会社更生申し立てを受け今後審尋することになっておりますが、当該指示は当社の業務に差し障りが出るものではありません。GLは業務を継続し、顧客や取引先との必要な取引を開始したり、従業員等に給与を支払ったり等、通常通りに事業を進めることができます。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、または、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。

さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、GLは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書（貸借対照表）において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、GLの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、GLは非常に高い実績をあげております。従って、GLは会社更生が適用される基準内に入ることなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、GLは今後必要且つ適切な法的措置を取ることを検討するため、法律顧問への相談を進めております。

(2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

GLH等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな損害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、最低

180百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請し、同裁判所から当該命令を取得したとの記載もあります。

これに対してG L Hは、Jトラストアジアが、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証すべくシンガポール共和国の弁護士と協議を進めております。

G Lの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令では、G L Hはシンガポール共和国にある自身の資産の各種取引及びシンガポール共和国国外へ180百万USドルまでの自身の資産を移転及び処分することが禁止されているとの内容です。しかし、実際は、G L Hが通常の事業業務の過程で適切に自身の資産を処理及び移転することは禁止されておりません。G L Hの通常業務にはアジア全域におけるG Lグループ会社の現金及び投資の管理も含まれており、これらの業務遂行は可能な状況であります。

本件に関して、シンガポール共和国の弁護士によりますと、当該暫定的資産凍結命令は、シンガポール共和国の裁判所がJトラストアジアの申立てのみで仮に決定されたものであり、相手方であるG L Hへのヒアリング等を一切行わず発令したものであるとのことです。更に当該命令の発令において、裁判所は訴状にある詐欺行為の有無を審議していないため、当該命令の発令により、Jトラストアジアの主張が証拠に裏付けられた事実であると確定したわけではありません。また、当該命令は暫定的な保護措置に過ぎず、裁判所が必要または適切であると判断すれば、その都度改訂され、また解除される性質のものであります。その上、当該命令は最終決定ではなく、被告の要請に応じて取り下げることがあります。

タイ王国とシンガポール共和国の両国の弁護士によると、G Lは本訴訟における被告ではなく、当該命令に従う義務がないため、タイ王国にあるG Lの資産には、当該命令の効力が及びません。従いまして、当該命令によりG Lの事業が停滞することはなく、G Lは今後も通常通り事業を続けてまいります。

現在G L Hにつきましては、シンガポール共和国の裁判所に対して暫定的資産凍結命令の取り下げの申請手続きを順次進めて参ります。

G Lは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、G L Hが貸付取引の借主と共謀し、G Lの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。G L Hと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、G Lの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。

以上の通りであります。訴訟の進捗及び結果次第では、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

4. 継続企業の前提に関する重要な事象等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは、重要な経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。また、上記1. 2. 3の事象が発生しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(4) 重要事象等を解消、改善するための対応策」に記載しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当社グループは当第3四半期連結累計期間においては、増収減益となりました。売上高は9,981,449千円（前年同期比5.7%増）、営業利益は1,500,275千円（前年同期比39.2%減）、経常損失は4,091,180千円（前年同期は経常利益2,612,087千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は3,201,280千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益317,124千円）となりました。

これは、主にタイ王国並びにミャンマー連邦共和国、ラオス人民民主共和国でのDigital Finance事業（ファイナンス事業）が堅調に拡大し売上増に貢献する一方、シンガポール共和国のGroup Lease Holdings PTE . LTD . におけるSMEローンに係る売上高を、保守的に回収ペースで計上することに起因し、増収効果が相殺される形となりました。また、同期においては将来の成長に資するための投資的費用を積極的に投下しておりました。Digital Finance事業では、今後のさらなる事業拡大と収益構造の改革を推し進めるべく、経費構造の見直しにも着手しております。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらも、それらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指していくものです。

以上のように、当社グループの掲げる中期経営計画「アクセルプラン2015ギア2「加速」」に定めた方針に基づき、事業展開を加速しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(Digital Finance事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収減益となりました。これらは主に、タイ王国、ミャンマー王国、ラオス人民民主共和国、インドネシア共和国等ではリース等売上は順調に拡大したものの、SMEローンの利息計上時期を保守的に回収ペースへと変更したことによる減収効果があり、また当該時期においては将来の成長のための投資的費用を積極的に投下したことにより、当該事業における売上高・営業利益を伸ばすことができませんでした。また、より高収益な企業体質を目指し、アジア各国で収益構造改革に着手しており、今後は大きなポर्टフォリオを持つカンボジア王国や、世界第4位の人口を持つ巨大市場のインドネシア共和国等におきましても、集中的に当社グループのリソースを投入し、急速な成長にも耐えられる企業体制を構築して参ります。なお、前第3四半期連結累計期間から持分法適用関連会社の範囲に含めましたスリランカ民主社会主義共和国のコロンボ証券取引所上場のCommercial Credit and Finance PLC及びTrade Finance and Investments PLCはセグメント売上高やセグメント利益には含まれておりません。

これらの結果、売上高は7,173,277千円（前年同期比8.6%増）、セグメント利益（営業利益）は2,160,782千円（前年同期比21.3%減）となりました。

(スポーツ事業)

当事業の当第3四半期連結累計期間における業績は、増収減益となりました。

製造販売部門で主力のアカエムボールは、日本国内のソフトテニスボール市場で高いシェアを維持しておりますが、期間中は天候不順の影響を大きく受け、大会及びイベント等の中止が続き、ルーセントブランド用品の販売にも大きく影響を及ぼし低調に推移しました。

なお、再生事業部門であるテニスクラブにつきましては、新規に熊本市、柏市における新規開業が続き、急速に業績を伸ばしております。また、工事施設部門においても検収月の偏りはあったものの、日頃からの情報収集とネットワークが功を奏し、多くの案件を獲得しました。

結果、売上高においては、前年同期を上回る実績を収めることができました。

一方、当期間におきましても、今期当初から物流の老朽化対策として、外注化実施に伴う費用増、製造部門での費用増、計画的戦略に伴う先行費用、再生事業であるテニスクラブ開設費用など一時的な先行投資費用が生じ利益が圧迫され減益となりました。これらは今後の事業拡大に資する必要な先行投資的費用であり、将来の利益拡大に資するものと考えております。

今後につきましても、「アクセルプラン2015ギア2「加速」」で定めた方針に基づき事業展開を加速してまいります。

これらの結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,206,541千円（前年同期比4.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は130,739千円（前年同期比28.2%減）となりました。

(コンテンツ事業)

コンテンツ事業は、減収減益となりました。これは当第3四半期連結累計期間において、日本事業の強化、並びにアジア事業の開始など中長期的な成長に向けての投資的活動を強化したこと等によるものです。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当第3四半期連結累計期間は売上高については、特に日本国内において受注が伸び悩んだことから厳しい経営成績となっておりますが、新たなコンテンツの獲得やアジアにおける事業進出の準備が整いつつありますので、今後も投資的費用は投入してまいります。アジア市場においては同事業を大きく伸ばしていく可能性があると考えております。

これらの諸活動の結果、売上高は318,200千円（前年同期比16.0%減）、セグメント損失（営業損失）は50,298千円（前年同期はセグメント利益40,703千円）となりました。

(ゴム事業)

当事業の当第3連結累計期間における業績は減収減益となりました。当事業は、当社グループの創業以来の事業であり、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であります。

日本国内においては、ゴムライニング防食施工におきましては、前年同期並みの受注実績に加え、施工の一部が当期間へずれ込んだことにより前年実績を上回る成績となりましたが、機械設備にゴム部品を供給するコンポーネント事業では主力商品の受注は回復傾向にあるものの前年同期の実績を超えるには至っておりません。

現在当社グループでは、ゴム事業におけるグローバル展開として、アジア全域へ拠点を置くグループ各社の連携を深め、事業収益の安定的な成長力を確保すべく積極的な受注活動に取り組んでおります。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,153,683千円（前年同期比5.9%減）となり、セグメント損失は134,738千円（前年同期はセグメント損失50,134円）となりました。

引き続き、3か年中期経営計画「アクセルプラン2015ギア2「加速」」に基づき「資本集約から知的集約へ」「アジア展開」を基本方針に掲げ、各種施策に取り組んでまいります。

以下の事業は持分法適用関連会社が営む事業であり当社のセグメントではありません。

(食品事業)

当事業は、当社持分法適用関連会社であります明日香食品株式会社並びに同社子会社グループが営む、和菓子等、とりわけ大福もち等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。日本国内事業としては、最も利益を生み出している事業となります。当第3四半期連結累計期間においては、日本の人口減、スーパー店舗数減、和菓子消費の低調などにより厳しい市場環境が続いておりますが、売上高を増加させ、数年間の改革の結果として製造の効率化が進んでおり、東西事業部ともにグループの利益に貢献いたしました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産残高は、51,173,365千円（前連結会計年度末比16,712,542千円減）となり、流動資産は、40,552,423千円（前連結会計年度末比11,667,938千円減）、固定資産は、10,620,942千円（前連結会計年度末比5,044,604千円減）となりました。

流動資産減少の主な原因は、借入金の返済による現金及び預金の減少（前連結会計年度末比2,774,611千円減）、Digital Finance事業における営業貸付金の回収による営業貸付金の減少（前連結会計年度末比1,175,717千円減）及び融資取引に係る貸付債権等について引当金の繰入を行ったことにより貸倒引当金が増加（前連結会計年度末比7,797,729千円増）したためによる減少要因であります。

固定資産減少の主な原因は、持分法適用関連会社株式の帳簿価額を見直したことによる関係会社株式の減少（前連結会計年度末比5,767,389千円減）であります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債残高は、32,212,891千円（前連結会計年度末比3,762,232千円減）となり、流動負債は、3,028,111千円（前連結会計年度末比2,484,273千円減）、固定負債は、29,184,779千円（前連結会計年度末比1,277,959千円減）となりました。

流動負債減少の主な原因は、借入金の返済による短期借入金の減少（前連結会計年度末比961,972千円減）、1年内返済予定の長期借入金の減少（前連結会計年度末比2,174,299千円減）であります。

固定負債減少の主な原因は、借入金の返済による長期借入金の減少（前連結会計年度末比1,573,511千円減）であります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産残高は、18,960,474千円（前連結会計年度末比12,950,309千円減）となりました。

純資産減少の主な原因は、親会社株主に帰属する当期純損失計上による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比3,201,280千円減）、非支配株主持分の減少（前連結会計年度末比9,620,071千円減）であります。

(3) 重要事象等を解消、改善するための対応策

当第3四半期連結累計期間に計上した重要な経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失につきましては、保守的な観点で資産評価を厳格に見直し、現金収支を伴わない損失計上を行ったことが主な原因であります。本業につきましては今後も収益力の改善に努めてまいります。

事業等のリスク「1. タイSECから公表された事項等について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSEC及びタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

事業等のリスク「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等を踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は無効と考えております。

当社グループは、Jトラスト株式会社並びにJトラストアジアと討議を重ね、Jトラストアジアと合意形成ができるよう対応を続けてまいります。

事業等のリスク「3. Jトラストアジアによる訴訟提起について」に記載した事項に関しましては、GLとJトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約の各条件を厳格に履行していること、GLは債務超過状態ではないこと、GLが違法行為を企てたり関わったりしたことはなく、GLHと借主との契約はすべて真正であること、GLの財務諸表は事実をもとに作成されていることから、当社といたしましては法律専門家の意見を踏まえ根拠のない訴訟の提起と判断しておりますので、当社の主張が認められるよう反証してまいります。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は24,942千円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	75,993,426	75,993,426	東京証券取引所 (市場第2部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 単元株式数は100株でありま す。
計	75,993,426	75,993,426		

(注) 提出日現在発行数には、平成30年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年9月30日		75,993,426		5,640,894		1,681,524

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 444,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,517,300	755,173	同上
単元未満株式	普通株式 32,126		同上
発行済株式総数	75,993,426		
総株主の議決権		755,173	

(注) 「完全議決権株式数(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,900株(議決権59個)含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 昭和ホールディングス(株)	千葉県柏市十余二348番地	444,000		444,000	0.58
計		444,000		444,000	0.58

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,291,854	11,517,242
受取手形及び売掛金	1, 2 967,005	1, 2 975,442
営業貸付金	34,106,382	32,930,664
商品及び製品	327,988	360,627
仕掛品	197,456	211,179
原材料及び貯蔵品	188,951	339,999
未収入金	1,279,191	942,029
短期貸付金	352,357	398,893
繰延税金資産	151,947	173,332
その他	1,338,963	1,482,476
貸倒引当金	981,735	8,779,464
流動資産合計	52,220,361	40,552,423
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	220,277	225,964
機械装置及び運搬具（純額）	58,680	47,934
工具、器具及び備品（純額）	198,359	195,341
土地	246,760	460,803
リース資産（純額）	7,959	1,168
建設仮勘定	10,846	1,038
有形固定資産合計	742,884	932,249
無形固定資産		
のれん	1,452,207	1,360,610
その他	473,598	402,875
無形固定資産合計	1,925,805	1,763,485
投資その他の資産		
投資有価証券	1,589,129	2,357,765
関係会社株式	10,533,711	4,766,321
長期貸付金	358,554	278,743
長期未収入金	141,177	136,113
破産更生債権等	11,578	14,073
差入保証金	354,500	405,589
繰延税金資産	7,050	7,873
その他	59,591	28,135
貸倒引当金	58,437	69,410
投資その他の資産合計	12,996,856	7,925,206
固定資産合計	15,665,546	10,620,942
資産合計	67,885,908	51,173,365

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 352,838	2 446,742
短期借入金	1,305,191	343,219
1年内返済予定の長期借入金	2,587,526	413,227
1年内償還予定の社債	49,000	38,000
未払法人税等	52,687	21,719
未払消費税等	14,735	2,216
未払費用	483,798	960,002
賞与引当金	154,613	44,312
その他	511,992	758,672
流動負債合計	5,512,384	3,028,111
固定負債		
社債	4,782,255	5,100,782
転換社債	22,646,954	22,631,000
長期借入金	1,963,671	390,159
繰延税金負債	68,970	12,239
退職給付に係る負債	431,238	451,686
資産除去債務	522,458	527,037
その他	47,191	71,873
固定負債合計	30,462,739	29,184,779
負債合計	35,975,124	32,212,891
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,640,656	5,640,894
資本剰余金	2,731,470	2,731,708
利益剰余金	1,292,078	1,909,201
自己株式	23,596	23,665
株主資本合計	9,640,608	6,439,735
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,347	10,388
為替換算調整勘定	69,249	62,989
その他の包括利益累計額合計	76,597	52,600
新株予約権	55,157	54,990
非支配株主持分	22,138,420	12,518,349
純資産合計	31,910,784	18,960,474
負債純資産合計	67,885,908	51,173,365

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	9,445,368	9,981,449
売上原価	2,633,434	2,838,958
売上総利益	6,811,933	7,142,491
販売費及び一般管理費	4,344,227	5,642,215
営業利益	2,467,705	1,500,275
営業外収益		
受取利息	83,547	115,988
受取配当金	1,615	1,754
為替差益	180,218	294,937
貸倒引当金戻入額	10,000	-
その他	38,883	46,343
営業外収益合計	314,266	459,023
営業外費用		
支払利息	7,656	7,126
社債利息	112,397	621,662
社債発行費	18,984	-
株式交付費	3,856	-
訴訟関連費用	6,409	8,587
持分法による投資損失	12,266	5,274,059
貸倒引当金繰入額	-	112,030
その他	8,312	27,011
営業外費用合計	169,883	6,050,479
経常利益又は経常損失()	2,612,087	4,091,180
特別利益		
新株予約権戻入益	4,587	-
固定資産売却益	1,060	-
不用品売却益	-	16,238
特別利益合計	5,648	16,238
特別損失		
減損損失	-	109,705
関係会社株式評価損	-	105,629
貸倒引当金繰入額	-	6,949,794
和解金	1,038	-
特別損失合計	1,038	7,165,129
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	2,616,697	11,240,070
法人税、住民税及び事業税	455,115	509,752
法人税等調整額	65,751	71,786
法人税等合計	520,866	437,966
四半期純利益又は四半期純損失()	2,095,831	11,678,037
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	1,778,706	8,476,756
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	317,124	3,201,280

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	2,095,831	11,678,037
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	2,725	4,086
為替換算調整勘定	878,533	243,566
持分法適用会社に対する持分相当額	142,298	84,270
その他の包括利益合計	738,960	323,749
四半期包括利益	2,834,791	12,001,786
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	355,125	3,329,731
非支配株主に係る四半期包括利益	2,479,666	8,672,055

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、当第3四半期連結累計期間の平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などについて指摘を受けました。当社グループでは、当該指摘の事実関係等について調査をするため、当社の連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスが第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しましたものの、タイSECの指摘の根拠を特定することはできませんでした。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、当連結会計年度の第2四半期決算から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上金から減額する処理を行っております。当第3四半期決算においては、タイ捜査当局による捜査の進捗などによる新たな事実の判明など大きな変化がないことを考慮の上、上記の会計処理を踏襲しております。

当連結会計年度の第3四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)6,336百万円(前連結会計年度末11,148百万円)、未収利息(流動資産 未収入金)280百万円(前連結会計年度末824百万円)となっており、当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金(6,287百万円)を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額6,020百万円を計上し、未収利息相当については、売上高を266百万円減額をしております。

(Commercial Credit and Finance PLC株式の評価)

当社連結子会社のGLは、前連結会計年度の平成28年12月6日開催の臨時株主総会において、その子会社のGLHを通じ、スリランカ民主社会主義共和国でファイナンス事業を手がけ、コロンボ証券取引所に株式上場しているCommercial Credit and Finance PCL(以下「CCF」という。)の発行済株式の29.99%を、GL取締役所有の会社などから取得することを決議し、2,462百万タイバツ(日本円で7,165百万円、うちのれん相当額5,548百万円)で取得し、持分法適用関連会社としております。

当社は、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間の決算を確定するにあたり、CCF株式の取得価格と市場価格との乖離が著しいことや、前述の「事業等のリスク」に記載の事象が継続していること等、現状の当社グループを取り巻く状況の不透明感を踏まえ、CCF株式関連にかかる未償却のれん代(5,047百万円)及び、CCFの持分法適用関連会社であるTrade Finance Investments PCL株式関連にかかる未償却のれん代(102百万円)をそれぞれ全額償却することで、CCF株式等の帳簿価額を厳格に見直しております。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について)

平成29年10月16日及び同月19日に、タイSECからGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などについて指摘を受けたことに起因し、GLは、GLの株主で大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「Jトラストアジア」という。)から、平成29年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USDルや投資等の即時一括弁済を求める請求を受けております。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことはなく、契約上の各条項からも転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効であると考えており、今後必要且つ適切な法的処置を取ることを検討しております。

なお、当第3四半期連結累計期間後に発生した事項等につきましては、重要な後発事象に関する注記をご参照下さい。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	2,951千円	8,633千円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
受取手形	千円	27,666千円
受取手形裏書譲渡高	"	1,044 "
支払手形	"	14,124 "

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
減価償却費	111,558千円	141,871千円
のれんの償却額	32,159 "	105,090 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

株主資本の著しい変動

(連結の範囲の変動)

当第3四半期連結累計期間において、非連結子会社であったSHOWA RUBBER (THAILAND) Co., Ltd.、PT SHOWA RUBBER INDONESIA及びSHOWA RUBBER (VIETNAM) Co., Ltd. は重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。この結果、期首の利益剰余金が28,869千円減少しております。

(第三者割当増資)

当社は、当第3四半期連結会計期間において新株予約権行使(第三者割当による新株式の発行)により、資本金が375,114千円、資本剰余金が353,224千円増加しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が5,632,661千円、資本剰余金が2,723,142千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失を3,201,280千円計上したことにより、利益剰余金が同額減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	Digital Finance事業	スポーツ事業	コンテンツ事業	ゴム事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	6,607,893	1,151,921	378,878	1,226,409	9,365,103
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	6,607,893	1,151,921	378,878	1,226,409	9,365,103
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	2,745,330	182,063	40,703	50,134	2,917,962

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	80,264		9,445,368
セグメント間の内部売上高 又は振替高	131,850	131,850	
計	212,114	131,850	9,445,368
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	249,321	200,935	2,467,705

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 200,935千円には、全社費用 436,518千円、その他の調整額235,582千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結会計期間において、Commercial Credit and Finance PLCの株式を取得し、新たに持分法適用関連会社としております。これを主たる原因として、前連結会計年度の末日に比べ「Digital Finance事業」のセグメント資産が9,004,096千円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	Digital Finance事業	スポーツ事業	コンテンツ事業	ゴム事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	7,173,277	1,206,541	318,200	1,153,683	9,851,702
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	7,173,277	1,206,541	318,200	1,153,683	9,851,702
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	2,160,782	130,739	50,298	134,738	2,106,484

	その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	129,746		9,981,449
セグメント間の内部売上高又は振替高	169,570	169,570	
計	299,316	169,570	9,981,449
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	353,411	252,797	1,500,275

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。
- 2 セグメント利益又は損失の調整額 252,797千円には、全社費用 494,098千円、その他の調整額241,300千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結累計期間において、融資取引に起因する貸付債権について貸倒引当金を計上し、また固定資産の減損及び関係会社株式評価額の見直しを行ったことにより、「Digital Finance事業」の資産11,947,228千円、「コンテンツ事業」の資産6,772千円、「ゴム事業」の資産96,431千円、「その他」の資産605,971千円が前連結会計年度の末日に比べ減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する事項

(固定資産に係る重要な減損損失)

ゴム事業、コンテンツ事業及びその他事業において、減損損失をそれぞれ96,431千円、6,772千円及び6,501千円計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては109,705千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()額	4円55銭	42円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	317,124	3,201,280
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期 純損失金額()(千円)	317,124	3,201,280
普通株式の期中平均株式数(千株)	69,630	75,549
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4円44銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	883	
普通株式増加数(千株)	1,628	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要		

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社グループの重要な連結子会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)及び、Group Lease Holdings PTE.LTD.(以下「GLH」という。)において、当第3四半期連結累計期間末後に、以下の通りJTRUST ASIA PTE.LTD.(以下「Jトラストアジア」という。)がタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始したという事象が生じております。

1. タイで開始された法的手続きについて

(1) 民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、平成30年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました(民事事件Black Case No. Por. 83/2561)。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。第一審(調停審理)は平成30年4月23日午前9時に予定されています。

(2) GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、平成30年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました(再生事件No. For. 1/2561)。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は平成30年3月19日午前9時に予定されています。

(3) GLの見解及び対応について

GLが受けた法律顧問からの助言によると、中央破産裁判所はJトラストアジアのGLに対する会社更生申し立てを受け今後審尋することになっておりますが、当該指示は当社の業務に差し障りが出るものではありません。GLは業務を継続し、顧客や取引先との必要な取引を開始したり、従業員等に給与を支払ったり等、通常通りに事業を進めることができます。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、または、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。

さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、GLは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書(貸借対照表)において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、GLの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、GLは非常に高い実績をあげております。従って、GLは会社更生が適用される基準内に入ることはなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、GLは今後必要且つ適切な法的措置を取ることを検討するため、法律顧問への相談を進めております。

2. シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

(1) GLH等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな損害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、最低180百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請し、同裁判所から当該命令を取得したとの記載もあります。

これに対してGLHは、Jトラストアジアが、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証すべくシンガポール共和国の弁護士と協議を進めております。

(2) GLの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令では、GLHはシンガポール共和国にある自身の資産の各種取引及びシンガポール共和国国外へ180百万USドルまでの自身の資産を移転及び処分することが禁止されているとの内容です。しかし、実際は、GLHが通常の事業業務の過程で適切に自身の資産を処理及び移転することは禁止されておられません。GLHの通常業務にはアジア全域におけるGLグループ会社の現金及び投資の管理も含まれており、これらの業務遂行は可能な状況であります。

本件に関して、シンガポール共和国の弁護士によりますと、当該暫定的資産凍結命令は、シンガポール共和国の裁判所がJトラストアジアの申立てのみで仮に決定されたものであり、相手方であるGLHへのヒアリング等を一切行わず発令したものであるとのこと。更に当該命令の発令において、裁判所は訴状にある詐欺行為の有無を審議していないため、当該命令の発令により、Jトラストアジアの主張が証拠に裏付けられた事実であると確定したわけではありません。また、当該命令は暫定的な保護措置に過ぎず、裁判所が必要または適切であると判断すれば、その都度改訂され、また解除される性質のものです。その上、当該命令は最終決定ではなく、被告の要請に応じて取り下げることがあります。

タイ王国とシンガポール共和国の両国の弁護士によると、GLは本訴訟における被告ではなく、当該命令に従う義務がないため、タイ王国にあるGLの資産には、当該命令の効力が及びません。従いまして、当該命令によりGLの事業が停滞することはなく、GLは今後も通常通り事業を続けてまいります。

現在GLHにつきましては、シンガポール共和国の裁判所に対して暫定的資産凍結命令の取り下げの申請手続きを順次進めて参ります。

GLは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、GLHが貸付取引の借主と共謀し、GLの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。GLHと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、GLの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えておりますので、当社の主張が認められるよう反証して参ります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

「追加情報」に関する注記(連結子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等について)に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、当第3四半期連結会計期間の平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などを指摘された。この指摘に対し会社の連結子会社株式会社ウェッジホールディングスでは第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査したものの、タイSEC指摘の根拠を特定することはできなかった。会社は第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、当第3四半期連結累計期間において、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金(6,287百万円)を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額6,020百万円を計上し、未収利息相当については売上高を266百万円減額している。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連するこれらの項目及びその比較情報について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできなかった。

したがって、当監査法人は、タイSEC指摘に関連する金額及び比較情報に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかった。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「追加情報」に関する注記「JTRUST ASIA PTE . LTD . からの請求について」及び「重要な後発事象」に関する注記に記載されているとおり、会社の重要な連結子会社G Lは、G Lの株主で主要債権者であるJTRUST ASIA PTE . LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から平成29年11月30日付で、錯誤を理由として転換社債180百万USドルの即時一括返済などを請求されており、当第3四半期連結累計期間末後にもタイ王国及びシンガポール共和国において、G L並びにG L H等に対し各種の法的手続きが開始されている。会社グループは、法律専門家の意見等も踏まえ、G LがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はなく、当該請求等は法的に無効と主張しており、今後必要且つ適切な法的措置を取ることを検討している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成29年2月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成29年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。